徳島市立青少年交流プラザ　料金表

宿泊施設使用料

区分		利用料金の額
青少年	幼児	無料
	幼児以外	1人1泊につき440円
一般		1人1泊につき880円

※シーツ代金(300円)が別途必要となります。

集会室使用料

区分		午前	昼間	夜間	午前昼間	昼間夜間	全日	超過料金
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過時間1時間までごとにつき
青少年団体	第一集会室	450円	450円	450円	900円	900円	1,350円	150円
	第二集会室	180円	180円	180円	360円	360円	540円	60円
一般団体	第一集会室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	300円
	第二集会室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円	120円

(備考)
①「青少年」とは満25歳未満の者をいう。「一般」とは青少年以外の者をいう。
②幼児とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又は盲学校、聾学校、もしくは養護学校の小学部に入学する前の者をいう。
③青少年団体(利用の承諾を受けた団体の中に占める青少年の数が過半数である当該の団体をいう。以下同じ。)の引率者で、一般である者の宿泊施設使用料は、この表の規定にかかわらず、幼児以外の青少年について定めた使用料の額とする。

(備考)
①「一般団体」とは、利用者の承諾を受けた団体の中に占める青少年の数が過半数に満たない当該団体をいう。
②宿泊施設利用者が集会室を利用する場合の集会室利用料については、この表の規定にかかわらず、当該宿泊施設の利用承諾の期間内に限り、無料とする。

(注意)
①既納の使用料は原則として返納しない。
②高校生以下は引率者(成人に達するもの)を必要とする。